

平成21年3月2日

各 位

会 社 名：ナカイ株式会社
代表者名：代表取締役社長 中飯 純子
(コード：9864 上場取引所 大阪第二部)
問合せ先：取締役管理部長 仁木 稔
(TEL：088-655-0001)

意見表明報告書の訂正報告書の提出及び「アクセス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」の訂正について

アクセス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、当社は、本日、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項に基づき、「意見表明報告書の訂正報告書」を関東財務局に提出しました。また、平成21年2月16日付の「アクセス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたしますのでお知らせいたします。

なお、本公開買付けの買付条件等に変更はございません。訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正事項

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
 - (1) 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
 - (2) 上場廃止となる見込み及びその事由

2. 訂正前の内容及び訂正後の内容

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
 - (1) 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
(訂正前)

(前略)

また、平成20年10月には同年9月の株式の月末時価総額が5億円未満となったため、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準（上場株券に係る時価総額基準）に抵触し、上場廃止猶予期間に入りました。当該上場廃止基準（時価総額基準）については、平成21年1月から12月までの間、5億円から3億円に変更されています。なお、上記の上場廃止猶予期間については、平成20年10月から12月までの間、一時的に適用が停止されたこと及び当社が平成21年2月16日に大阪証券取引所の株券上場廃止基準第2条第1項第4号に定める書面（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他大阪証券取引所が必要と認める事項を記載した書面）を提出したことにより、平成21年9月30日までとなっております。厳しい経営環境に鑑みて上記の諸策の成果が出るには時間がかかるうえ、昨今の稀にみる経済情勢及び株式市況からすると、当社株式の上場維持の可能性については予断を許さない状況にあると言えます。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、平成 20 年 10 月には同年 9 月の株式の月末時価総額が 5 億円未満となったため、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準（上場株券に係る時価総額基準）に抵触し、上場廃止猶予期間に入りました。当該上場廃止基準（時価総額基準）については、平成 21 年 1 月から 12 月までの間、5 億円から 3 億円に変更されています。なお、上記の上場廃止猶予期間については、平成 20 年 10 月から 12 月までの間、一時的に適用が停止されたこと及び当社が平成 21 年 2 月 16 日に大阪証券取引所の株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 4 号に定める書面（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他大阪証券取引所が必要と認める事項を記載した書面）を提出したことにより、平成 21 年 9 月 30 日までとなっております。厳しい経営環境に鑑みて上記の諸策の成果が出るには時間がかかるうえ、昨今の稀にみる経済情勢及び株式市況からすると、当社株式の上場維持の可能性については予断を許さない状況にあると言えます。（なお、本公開買付けの公表後、当社株価が上昇したことを受けて、上記の上場廃止の猶予期間経過前である平成 21 年 2 月において、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が、いずれも株券上場廃止基準（上場株券に係る時価総額基準）に定める時価総額の基準額（3 億円）以上になったため、当社株式は大阪証券取引所上場廃止基準（上場株券に係る時価総額基準）に該当しないことになりました。）。

(後略)

(2) 上場廃止となる見込み及びその事由

(訂正前)

当社の株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に適用ある法令に従い、当社を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には当社の株式は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

なお、上記「(1) 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、当社の株式は、平成 21 年 9 月 30 日までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が 3 億円以上にならないときは上場廃止になります。

(訂正後)

当社の株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に適用ある法令に従い、当社を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には当社の株式は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

なお、上記「(1) 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、当社の株式は、平成 21 年 9 月 30 日までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が 3 億円以上にならないときは上場廃止になります。（なお、本公開買付けの公表後、当社株価が上昇したことを受けて、上記の上場廃止の猶予期間経過前である平成 21 年 2 月において、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が、いずれも株券上場廃止基準（上場株券に係る時価総額基準）に定める時価総額の基準額（3 億円）以上になったため、当社株式は大阪証券取引所上場廃止基準（上場株券に係る時価総額基準）に該当しないことになりました。）。

以 上

添付資料「公開買付届出書の訂正届出書の提出に関するお知らせ」

平成 21 年 3 月 2 日

各 位

会 社 名 : アクサス株式会社
代表者名 : 代表取締役 久岡 卓司
問合せ先 : 経営管理部 片岡 孝博
(TEL : 088-652-5536)

公開買付届出書の訂正届出書の提出に関するお知らせ

当社は（以下「公開買付者」といいます。）は、ナカイ株式会社（コード番号： 9864 大阪証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式の取得を目指した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、平成 21 年 2 月 17 日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書（ご参照 <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を平成 21 年 3 月 2 日付で関東財務局に提出いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本公開買付届出書の訂正届出書は形式的なものであり、本公開買付けの条件等に変更はございません。訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正事項

第 1 公開買付要項

3 買付け等の目的

- (1) 本公開買付けを実施する背景及び実施する理由
- (4) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

2. 訂正前の内容及び訂正後の内容

訂正箇所には下線を付しております。

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

- (1) 本公開買付けを実施する背景及び実施する理由
(訂正前)

(前略)

また、平成 20 年 10 月には同年 9 月の株式の月末時価総額が 5 億円未満となったため、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準（上場株券に係る時価総額基準）に抵触し、上場廃止猶予期間に入りました。当該上場廃止基準（時価総額基準）については、平成 21 年 1 月から 12 月までの間、5 億円から 3 億円に変更されています。なお、上記の上場廃止猶予期間については、平成 20 年 10 月から 12 月までの間、一時的に適用が停止されたこと及び対象者が平成 21 年 2 月 16 日に大阪証券取引所の株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 4 号に定める書面（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他大阪証券取引所が必要と認める事項を記載した書面）を提出したことにより、平成 21 年 9 月 30 日までとなっております。厳しい経営環境に鑑みて上記の諸策の成果が出るには時間がかかるうえ、昨今の稀にみる経済情勢及び株式市況からすると、対象者株式の上場維持の可能性については予断を許さない状況にあると言えます。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、平成 20 年 10 月には同年 9 月の株式の月末時価総額が 5 億円未満となったため、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準（上場株券に係る時価総額基準）に抵触し、上場廃止猶予期間に入りました。当該上場廃止基準（時価総額基準）については、平成 21 年 1 月から 12 月までの間、5 億円から 3 億円に変更されています。なお、上記の上場廃止猶予期間については、平成 20 年 10 月から 12 月までの間、一時的に適用が停止されたこと及び対象者が平成 21 年 2 月 16 日に大阪証券取引所の株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 4 号に定める書面（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他大阪証券取引所が必要と認める事項を記載した書面）を提出したことにより、平成 21 年 9 月 30 日までとなっております。厳しい経営環境に鑑みて上記の諸策の成果が出るには時間がかかるうえ、昨今の稀にみる経済情勢及び株式市況からすると、対象者株式の上場維持の可能性については予断を許さない状況にあると言えます。（なお、本公開買付けの公表後、対象者株価が上昇したことを受けて、大阪証券取引所が平成 21 年 3 月 2 日に公表した内容によると、上記の上場廃止の猶予期間経過前である平成 21 年 2 月において、対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が、いずれも株券上場廃止基準（上場株券に係る時価総額基準）に定める時価総額の基準額（3 億円）以上になったため、対象者株式は大阪証券取引所上場廃止基準（上場株券に係る時価総額基準）に該当しないことになりました。）。

(後略)

(4) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

(訂正前)

対象者の株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に適用ある法令に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には対象者の株式は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

なお、前記「(1) 本公開買付けを実施する背景及び実施する理由」に記載のとおり、対象者の株式は、平成 21 年 9 月 30 日までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が 3 億円以上にならないときは上場廃止になります。

(訂正後)

対象者の株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に適用ある法令に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には対象者の株式は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

なお、前記「(1) 本公開買付けを実施する背景及び実施する理由」に記載のとおり、対象者の株式は、平成 21 年 9 月 30 日までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が 3 億円以上にならないときは上場廃止になります。（なお、本公開買付けの公表後、対象者株価が上昇したことを受けて、大阪証券取引所が平成 21 年 3 月 2 日に公表した内容によると、上記の上場廃止の猶予期間経過前である平成 21 年 2 月において、対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が、いずれも株券上場廃止基準（上場株券に係る時価総額基準）に定める時価総額の基準額（3 億円）以上になったため、対象者株式は大阪証券取引所上場廃止基準（上場株券に係る時価総額基準）に該当しないことになりました。）。

以 上